

公認旗門審判員規程

1993年8月4日 施行

1999年6月1日 改訂

1条 本連盟は、スキー競技の正しい運営をはかり、厳正公平なる競技の判定によって

大会を円滑にし、その権威を保つため公認旗門審判員制度を設ける。

第2条 公認旗門審判員は、加盟団体が推薦し、理事会が承認とする。

第3条 公認旗門審判員の受験手続きは、必要書類を記入し、次の講習を受けなければ

ならない。

理論

- (1) アルペン競技の知識
- (2) アルペン競技のルール
- (3) セッターの服務心得
- (4) 旗門の種類とコースセットの要領
- (5) その他本連盟が必要と認めたもの

実技

- (1) コースセットの要領およびコース設定要領
- (2) 旗門審判員の実務
 - A 講習会形式
 - B 試合形式

第4条 公認旗門審判員の講習は毎年1回行うものとする。

第5条 講習会の講師は、本連盟が任命した者がこれに当たる。

第6条 所定の講習会を終了した者には公認旗門審判員として本連盟より「公認資格者証」を与える。

第7条 公認料、年次登録料は別に定める。

第 8 条 講習会に関する一切の事務処理は本連盟競技本部があたる。

第 9 条 講習検定会の費用は別に定める。

第 10 条 旗門員は新しい知識の習得、技術向上及び研鑽のため、資格取得後も 2 年に 1 回研修に参加しなければならない。

(1) 本連盟が主催する講習会ならびに各種大会に役員として参加した者は研修を終了した
ものと認める。

(2) 研修会の参加者は「公認資格者証」に研修責任者が捺印し証明する。

(3) 研修会責任者は研修会終了後、出席者名簿を附した報告者を本連盟
に提出
しなければならない。

(規程の改廃)

第 1 1 条 本規則の改廃は理事会の議決による。